

# 東京労働局からのお知らせ

## 不妊治療と仕事の両立について

－不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル等の御案内－



## 不妊治療とは

「不妊」とは、

妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしているにもかかわらず、一定期間妊娠しないことをいいます。公益社団法人日本産科婦人科学会では、この「一定期間」について「1年というのが一般的である」と定義しています。

女性に排卵がなかったり、現在や過去に一定の病気にかかったことがあり、男性の精子数が少なかったりすると妊娠しにくいことがあります。そのような場合は、上記の定義を満たさなくても検査や治療を始める方がよいこともあります。

また、男女とも加齢により妊娠しにくくなり、治療を先送りすることで妊娠しなくなるリスクを考慮すると、一定期間を待たないですぐに治療した方がよい場合もあります。

男性も女性も、検査によって不妊の原因となる疾患があると分かった場合は、原因に応じて薬による治療や手術を行います。原因がはっきりしない場合も、妊娠を目指して治療を行うことがあります。

排卵日を診断して性向のタイミングを合わせるタイミング法、内服薬や注射で卵巣を刺激して排卵をおこさせる排卵誘発法、精液を多くは調整して子宮に注入する人工授精などの一般不妊治療、一般不妊治療では妊娠しない場合に、卵子と精子を取り出して身体の外で受精させてから子宮内に戻す「体外受精」や「顕微授精」などの生殖補助医療を行います。



# 東京労働局からのお知らせ

## 不妊治療のスケジュール(目安)

※ 下表は目安です。年齢や個人の状況によって異なります。

| 治療     | 月経周期ごとの通院日数目安                                             |                        |
|--------|-----------------------------------------------------------|------------------------|
|        | 女性                                                        | 男性                     |
| 一般不妊治療 | 診療時間1回1～2時間程度の通院:2日～6日                                    | 0～半日<br>※手術を伴う場合には1日必要 |
| 生殖補助医療 | 診療時間1回1～3時間程度の通院:4日～10日<br>+<br>診療時間1回当たり半日～1日程度の通院:1日～2日 | 0～半日<br>※手術を伴う場合には1日必要 |

体外受精、顕微授精を行う場合、**特に女性は頻繁な通院が必要**となります。また、一般不妊治療については、排卵周期に合わせた通院が求められるため、前もって治療の予定を決めることが困難な場合があります。さらに、治療は身体的・精神的・経済的な負担を伴い、ホルモン刺激療法等の影響で、腰痛、頭痛、めまい、吐き気等の体調不良等が生じることもある他、仕事や治療に関するストレスを感じることもあります。

男性についても女性の周期に合わせた通院や治療への参加が求められる場合があります。また、男性も精神的な負担やストレスを感じる場合があります。



## 不妊治療の現状と取り組む意義

### 5. 5組に1組

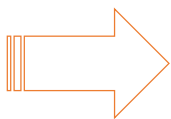
日本では、不妊を心配したことがある夫婦は35.0%で、これは夫婦全体の2.9組に1組の割合になります。また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は18.2%で、これは夫婦全体の5.5組に1組の割合になります。

### 7割、8割

約8割の労働者は不妊治療に係る実態を理解しておらず、また、約7割の企業で、不妊治療を行っている従業員の把握ができていません。

### 3割以上

不妊治療をしたことがある(または予定している)労働者の中で、「仕事と両立している(または両立を考えている)」とした人の割合は53%になっていますが、「仕事との両立ができなかった(または両立できない)」とした人の割合は<sup>\*3</sup>35%となっています。



安定した労働力の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上、新たな人材の引き付けなど



# 東京労働局からのお知らせ

## 両立を支援するための取組等

### (1) 不妊治療のために利用可能な休暇・休職制度

- ① 不妊治療に特化した休暇制度
- ② 不妊治療に特化しないが、不妊治療も対象となる休暇制度
- ③ 失効年次有給休暇の積立制度
- ④ 半日単位・時間単位の年次有給休暇の取得制度
- ⑤ 不妊治療に特化した休職制度

### (2) 両立を支援する柔軟な働き方に資する制度

- ① フレックスタイム制
- ② 時差出勤制度
- ③ 短時間勤務制度
- ④ テレワーク
- ⑤ 再雇用制度

### (3) 不妊治療に係る費用の助成制度

- ① 不妊治療費に対する補助金制度
- ② 不妊治療費に対する貸付金制度

### (4) その他の不妊治療に関連する両立支援制度や取組

- ① 専門家への相談
- ② eラーニング
- ③ 研修、セミナー、啓発資料の作成配布等の啓発活動
- ④ 社員のニーズ調査の実施
- ⑤ 人事労務担当者、産業医等、産業保健スタッフ、経験者に相談できる体制整備



## 参 考

### <不妊治療連絡カード>

| 不妊治療連絡カード                   |       |
|-----------------------------|-------|
| 〒 〇〇 〇〇 〇〇                  | 期 月 日 |
| 氏 名                         |       |
| 職 名                         |       |
| 所属部署                        |       |
| 不妊治療の開始（予定）時期               |       |
| 特に配慮が必要な事項                  |       |
| その他                         |       |
| 不妊治療と仕事との両立に関する相談           |       |
| 上記のとおり、生活保護等の連絡事項に基づき申請します。 |       |
| 〒 〇〇 〇〇 〇〇                  | 期 月 日 |
| 氏 名                         |       |
| 職 名                         |       |

不妊治療連絡カードを企業に提出する際は、企業にカードについて理解していただくために、以下に紹介するマニュアル、ハンドブックを合わせて提出することも有効です。

#### 不妊治療連絡カードの入手方法

添付様式をコピーして使用するほか、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30b.pdf>



#### 参考資料

事業主、人事部門向け「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>

上司、同僚の皆さま向け「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>



厚生労働省HP 検索「不妊治療 仕事との両立 マニュアル」



# 東京労働局からのお知らせ

## 流産・死産した場合に利用できる制度について

### (1) 産後休業

対象者：妊娠4か月以降に死産した女性労働者。

内容： 事業主は、原則8週間、当該労働者を就業させてはいけません。（本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務に就く場合には6週間でも可。）

### (2) 母性健康管理措置

対象者：流産・死産後1年以内の女性労働者。（妊娠の週数は問いません。）

内容： 医師等から出血や下腹部等への対応として一定期間の休業等の指導が出されることがあります。事業主は、女性労働者が、健康診査等を受けるための時間の確保や、医師等からの指導事項を守ることができるようにすることが義務づけられています。出産した場合だけでなく、流産・死産後1年以内の女性労働者についても同様です。

## 関連情報

### 母健連絡カード

主治医等から診断や指導を受けた場合、職場への連絡に利用しましょう。

- ▶ [母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）ダウンロード](#)
- ▶ [流産・死産後の体調について（働く女性の健康応援サイト）](#)
- ▶ [流産／死産と言われたときは（ヘルスケアラボ）](#)



## 【令和4年4月1日施行】 不妊治療と仕事の両立をサポートする企業の認定制度 『プラス』認定が創設されました！



# 東京労働局からのお知らせ

## 新たな『くるみん』認定制度について

### ( 制度の概要 )

- ① 企業が次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定・トライくるみん認定）
- ② くるみん 認定・トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業に対しては、より優良な「子育てサポート企業」として認定（プラチナくるみん認定）
- ③ くるみん 等の認定を受けた企業が、**不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み認定基準を満たした場合、3種類のくるみにそれぞれ「プラス」認定を追加**
- ④ 認定基準を満たさなくなったり、次世代法に違反した等の場合に、認定取消しの対象となる。



NEW



NEW



## 認定基準の概要

令和4年4月1日改正

### 主な認定基準

共通

◆女性の育児休業取得率 **75%以上**

◆労働時間数 フルタイム労働者の月平均時間外・休日労働 **45時間未満**  
全労働者の月平均時間外労働 **60時間未満**



くるみん

◆男性の育児休業等取得率 育児休業 **10%以上**又は育児休業＋育児目的休暇 **20%以上**

※男女の育児休業等取得率を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表すること

くるみん  
プラチナ

◆男性の育児休業等取得率 育児休業 **30%以上**又は育児休業＋育児目的休暇 **50%以上**

※プラチナくるみん認定後、男女の育児休業等取得率など「次世代育成支援対策の実施状況」を毎年公表すること

くるみん  
トライ

◆男性の育児休業等取得率 育児休業 **7%以上**又は育児休業＋育児目的休暇 **15%以上**

プラス認定

くるみん**プラス**



プラチナくるみん  
**プラス**



トライくるみん  
**プラス**



**不妊治療と仕事とを両立しやすい職場環境整備**（①制度導入②周知③取組④相談窓口設置等）**に取り組む企業を認定**

# 東京労働局からのお知らせ

## 参 考



次世代法 パンフレット



## 改正育児・介護休業法のご案内

令和4年4月1日施行

### 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

#### ● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制整備
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得 事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

#### ● 妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

周知事項

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

### 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

- 育児休業：1才6か月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業：介護休業開始予定日から93日経過日から6か月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない





# 東京労働局からのお知らせ

## ご案内

### さらに詳しく知るための情報・イベントなど

#### ■ 男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナーを開催しています。

##### ① 男性の育児休業取得促進セミナー

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/>



#### ■ 両立支援について専門家に相談したい方へ

##### 【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

##### ② 中小企業育児・介護休業等推進支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>



#### ■ 就業規則作成、雇用環境整備、個別周知・意向確認に活用できる素材

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用いただけます。

##### ③ 社内研修用資料、動画 <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/>

##### ④ 就業規則、個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



#### ■ 両立支援のひろば（厚生労働省運営のウェブサイト）

両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取組状況の診断等が行え、育児休業取得率の公表も行えます。

##### ⑤ 両立支援のひろば <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



## 東京労働局 解説動画

育休…取りたい人がみんな取れるように



「改正育児・介護休業法オンライン！説明会」の解説動画をリニューアルしました。

『東京労働局ホームページ』のトップページからご覧いただけます。



本日はお疲れ様でした。  
ご清聴ありがとうございます。

### 【本件に関するお問合せ先】

東京労働局雇用環境・均等部指導課

千代田区九段南 1 - 2 - 1 九段第 3 合同庁舎 1 4 階

☎ 03 - 3512 - 1611